

解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定粉じん排出等作業: 特定建築材料が使用されている建築物・工作物の解体・改造・補修作業

発注

<凡例>

青枠: 令和3年3月31日以前
赤枠: 令和3年4月1日以降
一部段階的に施行

事前調査 (特定建築材料※1の使用有無の調査) (元請又は自主施工者) (第18条の15第1項・第4項)

特定建築材料なし

特定建築材料 (レベル1~3) あり = 特定工事※2に該当

特定建築材料 (レベル3のみ) あり

特定建築材料 (レベル1・2) あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明 (元請) (第18条の15第1項)

事前調査結果の

- ・記録の作成・保存 (元請・自主施工者) (第18条の15第3項・第4項)
- ・都道府県知事への報告 (元請・自主施工者) (第18条の15第6項)

報告義務違反
虚偽報告
第35条第4号

下請負人への説明 (元請) (第18条の16第3項)

事前調査結果の掲示 (元請・自主施工者) (第18条の15第5項)

届出義務違反
(第34条第1項第1号)

鹿児島市長への届出
(発注者・自主施工者)
(第18条の17)

計画変更命令
(第18条の18)

命令違反
(第33条の2第1項第2号)

解体等工事

特定粉じん排出等作業

除去等の措置 作業基準の遵守
(元請・下請) (18条の19・18条の20)

除去等措置違反
第34条第3号

作業基準適合命令等
(第18条の21)

特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存
(元請・自主施工者) (第18条の23第1項・第2項)
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存 (元請)
(第18条の23第1項)

命令違反
(第33条の2第1項第2号)